

なると環境プラン推進計画 2017



平成29年 3 月

目 次

第1章 「なると環境プラン推進計画2017」の策定について

1. 「なると環境プラン推進計画」改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 計画の構成

1. なると環境プラン2004－鳴門市環境基本計画－について・・・・・・・・・・3
2. 基本的な理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 望ましい環境像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5. 個別目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
6. 個別目標ごとの取り組み方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第3章 取り組み施策

基本方針1 まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める

- 個別目標 1 環境づくりの枠組み・仕組み・体制を整備しよう・・・・・・・・・・7
- 個別目標 2 環境教育・環境学習を進めよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 個別目標 3 参加・協働による環境づくりを進めよう・・・・・・・・・・・・・・・・9

基本方針2 生存基盤としての自然を守り、活かす

- 個別目標 4 豊かな海を守り育てよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 個別目標 5 身近な水環境を再生しよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 個別目標 6 ふるさとの山を守ろう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 個別目標 7 農環境を持続的に守り、活用していこう・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 個別目標 8 野生の生きものの生息環境を守り、共存をはかろう・・・・・・・・・・14
- 個別目標 9 美しい景観を守り、環境と調和した観光を育んでいこう・・・・・・・・・・15

基本方針3 環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める

- 個別目標 10 ごみを出さない生活・事業活動への転換をはかろう・・・・・・・・・・16
- 個別目標 11 快適で潤いのある生活環境づくりを進めよう・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 個別目標 12 エネルギーを大切にしよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 個別目標 13 きれいで安全な環境を守ろう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 個別目標 14 化学物質による環境汚染を防止しよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 個別目標 15 地域から地球環境保全に取り組もう・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第4章 重点実施事業

- 重点実施事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 「アクアシティなると」再生プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 「エコシティなると」推進プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 「チームなると」協働プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第1章 「なると環境プラン推進計画2017」の策定について

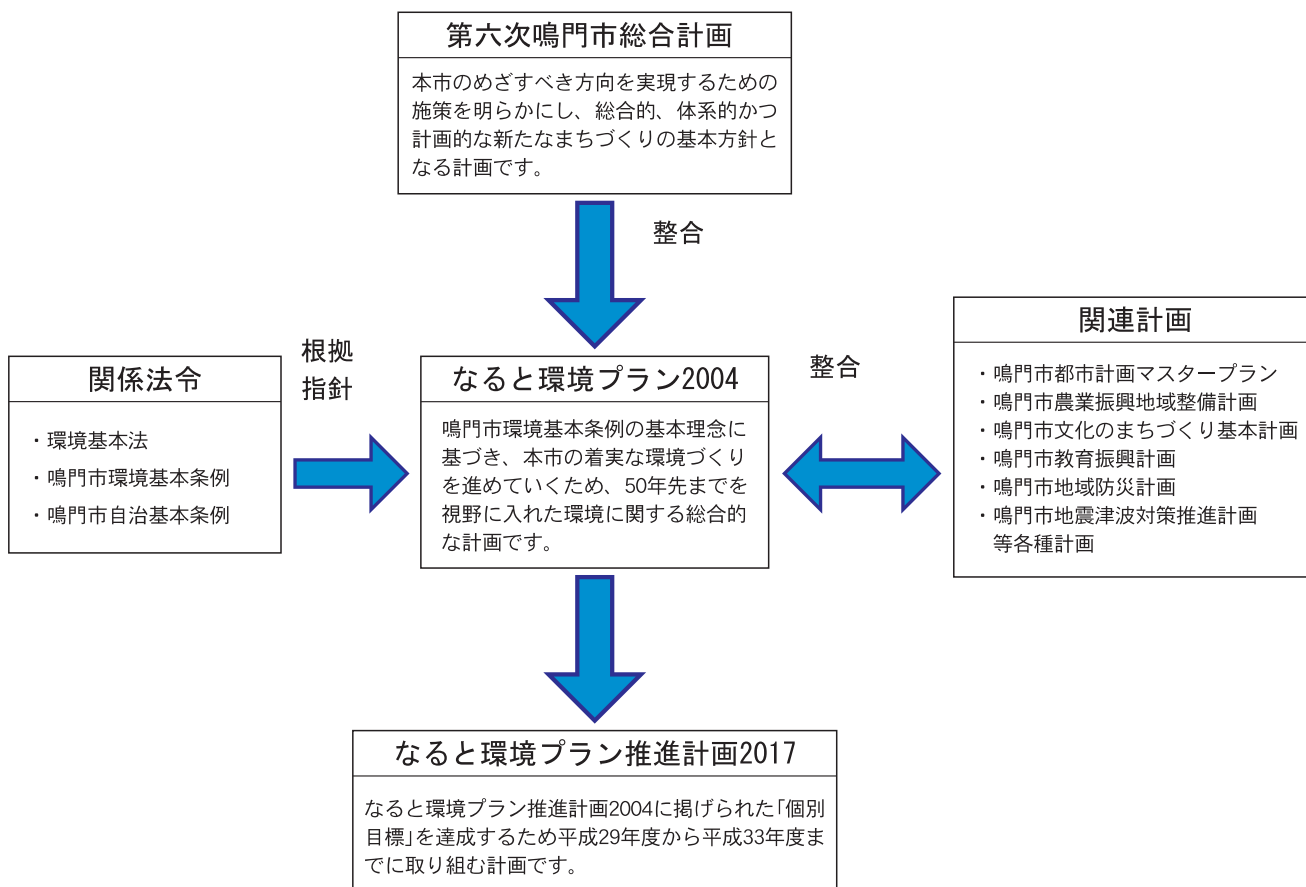
1. 「なると環境プラン推進計画」改定の趣旨

鳴門市では、平成16年（2004年）3月に策定した「なると環境プラン2004－鳴門市環境基本計画－」で掲げた15の個別目標の達成に向け、平成24年3月に「なると環境プラン推進計画2012」を策定し、個別目標ごとの具体的な「取り組み施策」と緊急に取り組むべき「重点実施事業」を推進してきました。

この「なると環境プラン推進計画2012」の計画期間が平成28年度で満了することから、施策の進捗度や本市の環境行政を取り巻く状況の変化、また、平成29年度を計画の初年度とする本計画の上位計画である「第六次鳴門市総合計画後期基本計画」が策定されること等を踏まえ、具体的な「取り組み施策」及び「重点実施事業」の見直しを行うものです。

2. 計画の位置付け

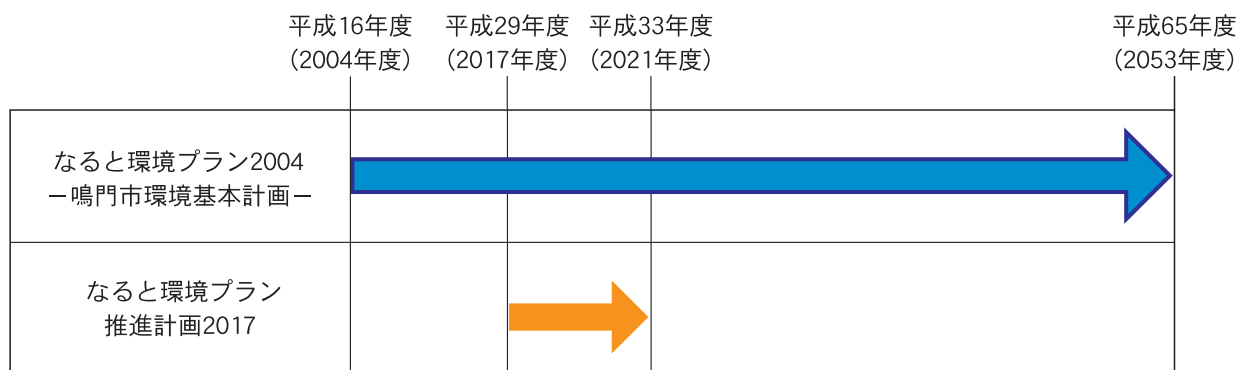
「なると環境プラン推進計画」は本市の計画のなかで下記のように位置付けられます。



3. 計画の期間

「なると環境プラン2004－鳴門市環境基本計画－」では、平成16年度から平成65年度までの50年を計画期間としていますが、今回改定する「なると環境プラン推進計画2017」については、「第六次鳴門市総合計画後期基本計画」と同じく平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、本市の他の計画との整合性や取り組みの進捗状況との調整を図るため、または本市の環境や法制度等社会的な状況の変化が生じた場合には、必要に応じた施策、計画内容の見直しを行うものとしてします。



第2章 計画の構成

1. なると環境プラン2004－鳴門市環境基本計画－について

「なると環境プラン2004」は、鳴門市環境基本条例の環境の保全及び創造に関する基本理念に基づき、本市のより良い環境の実現を図るための基本的な考え方や目指すべき望ましい環境像、具体的な取り組み施策、達成目標を設定し、本市の着実な環境づくりを進めていくため、平成16年3月に制定した50年先までを視野に入れた環境に関する総合的な計画です。

※「鳴門市環境基本条例」の環境の保全及び創造に関する基本理念

- ①環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。
- ②環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ③地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における自主的な取組により積極的に推進されなければならない。

2. 基本的な理念

私たちには、本市の現状における環境の課題を解決し、生活の基盤であり、豊かな恵みの源である自然環境を守るとともに、自然と調和した暮らしと歴史文化を伝承し、豊かな心を育み、未来に輝く環境づくりを進め、将来世代に引き継いでいく責任があります。

そのためには、5年、10年という短い期間で変化し続ける社会状況、人々の価値観、経済状況、科学技術等に振り回されることなく、50年先、100年先を視野に入れ、我々が本当に目指すべき鳴門市の環境、将来にわたって住み続けたいと思える鳴門、持続可能なまちを妥協することなく追求していく必要があります。

こうしたことから、「なると環境プラン2004」では望ましい環境像を掲げる上での基本的な理念として、次の「5つの環（わ）」を掲げています。

①自然の環（生態系）

われわれの生存基盤である鳴門の自然生態系の保全・再生

②人と自然の環（調和）

基盤である自然と、歴史と風土に培われた暮らしの調和

③人と人の環（和）

教育・学習・参加・実践・協働による地域力の育成、交流と協創、コミュニケーションの充実

④ものの環（物質循環）

ほどよい生活の実践による有限資源の保全、CO₂等排出負荷の低減、持続可能な社会の実現

⑤観光の環

鳴門にとって外すことのできない観光という視点から、環境資源・人的資源・産業等の地域資源を結びつけていきます。

自然の環、人と自然の環、人と人の環、ものの環づくりを進めると同時に、鳴門の社会的な位置づけとして環境と切り離せない観光という側面を活かした結びつけ、ネットワークを図ることによって、さらに大きな環（持続可能性）の実現、キラリと光る鳴門の環境を目指します。

3. 望ましい環境像

「5つの環」の考え方にもとづき、鳴門市環境基本条例の基本理念を踏まえた本市が目指す望ましい環境像は次のとおりです。

5つの環（ネットワーク、結びつけ）が光る

かんこう
環光のまち・美しい鳴門

～豊かな海・山・歴史・温かな心に出会えるまち、みんなで育み・伝える美しきふるさと～

「環光のまち」とは、鳴門の多様で繊細な自然環境、自然をベースとして長い歴史のなかで育まれてきた文化や暮らし、産業、人、もてなしの心といった多彩な環境資源を保全・再生・創出するとともに、観光や地域コミュニティ活動、教育等を通じて結びつけられたまちを意味します。

4. 基本方針

「望ましい環境像」の考え方にもとづき、本市において実現すべき環境づくりの方向性を示す「基本方針」は次のとおりです。

基本方針1 まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める

環境づくりを実際の土地利用や都市計画のなかにおいても具現化するとともに、環境づくりを進める人づくり、地域づくりを進めていきます。

基本方針2 生存基盤としての自然を守り、活かす

人の生存基盤であり、鳴門市の貴重な財産である自然環境や生物多様性を保全し、自然と調和したまち、自然と調和した産業の実現を目指します。

基本方針3 環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める

環境を守るために必要な意識やライフスタイル、社会システムの転換をはかります。また、人々が快適に暮らし、自らのふるさとに誇りを持って暮らし続けられる環境づくりを地球環境をも視野に入れながら進めます。

5. 個別目標

「なると環境プラン2004」では、3つの基本方針に基づく15の個別目標を掲げています。

基本方針1 まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める

個別目標1 環境づくりの枠組み・仕組み・体制を整備しよう

個別目標2 環境教育・環境学習を進めよう

個別目標3 参加・協働による環境づくりを進めよう

基本方針2 生存基盤としての自然を守り、活かす

個別目標4 豊かな海を守り育てよう

個別目標5 身近な水環境を再生しよう

個別目標6 ふるさとの山を守ろう

個別目標7 農環境を持続的に守り、活用していこう

個別目標8 野生の生きものの生息環境を守り、共存をはかろう

個別目標9 美しい景観を守り、環境と調和した観光を育んでいこう

基本方針3 環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める

個別目標10 ごみを出さない生活・事業活動への転換をはかろう

個別目標11 快適で潤いのある生活環境づくりを進めよう

個別目標12 エネルギーを大切にしよう

個別目標13 きれいで安全な環境を守ろう

個別目標14 化学物質による環境汚染を防止しよう

個別目標15 地域から地球環境保全に取り組もう

6. 個別目標ごとの取り組み方針

個別目標には、それぞれ取り組み方針を掲げています。

個別目標ごとの取り組み方針を含めた計画の体系は、次図に示すような構成になっています。

体系図

基本方針

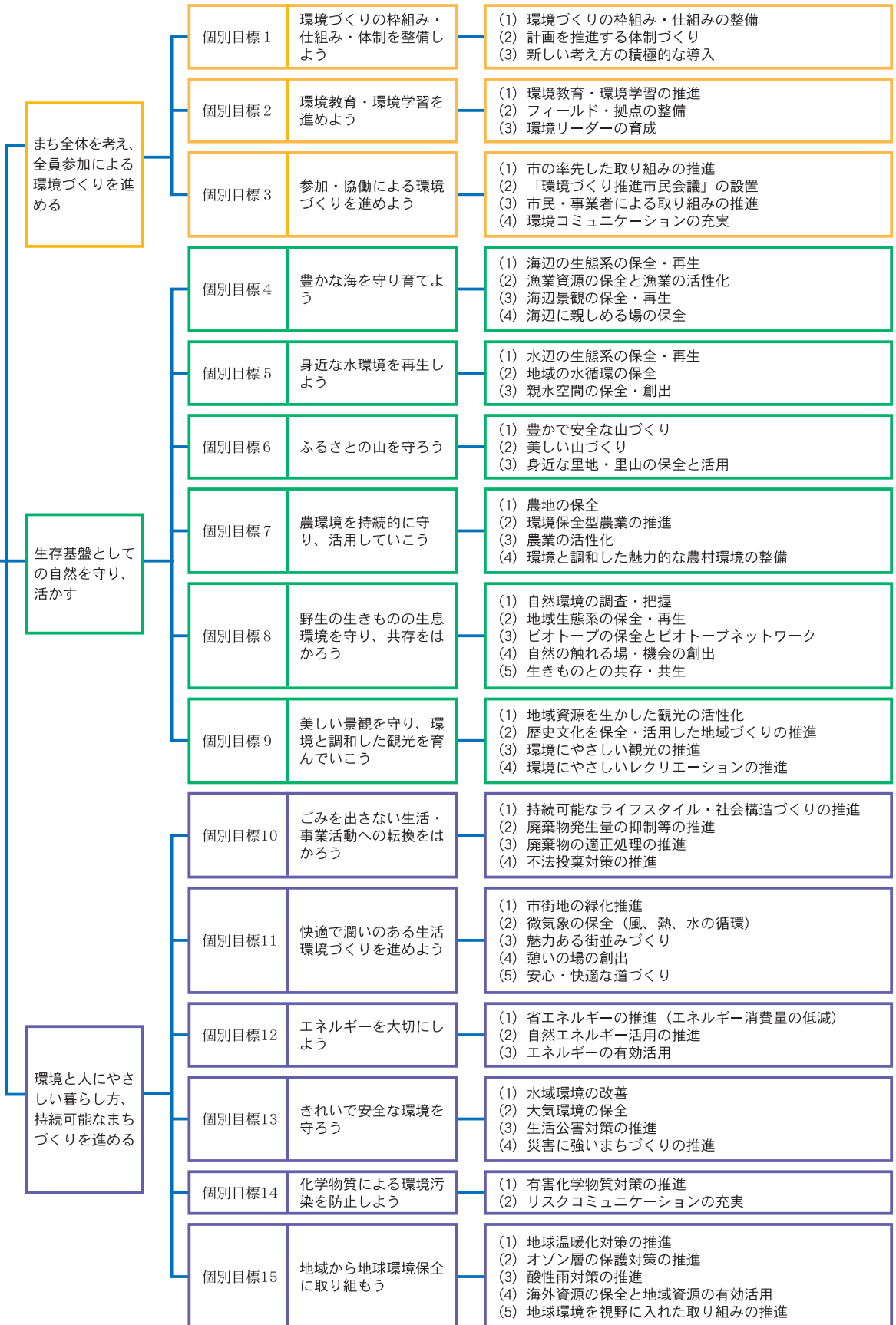
個別目標

個別目標ごとの取り組み方針

望ましい環境像

5つの環が光る
豊かな海・山・歴史・温かな心に出会えるまち、
みんなで育み・伝える、美しきふるさと

環光のまち・美しい鳴門



第3章 取り組み施策

基本方針1 まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める

計画を総合的、効果的に推進していくための大きな枠組みとなる指針や条例等の制度や仕組みづくり、そして、環境教育・環境学習の推進、参加・協働による取り組みを進めるための仕組みづくりや地域づくりを個別目標として掲げます。

個別目標1 環境づくりの枠組み・仕組み・体制を整備しよう

本市の地域資源を活かした持続可能な環境づくり、まちづくりを行うための土地利用や美しい景観を視点とした計画、指針や制度、条例等、本市が行政としての取り組みを庁内各部課間、各担当間の連携を図りながら総合的、計画的かつ柔軟に進めていくための枠組みや制度の整備、体制づくりを進めていきます。

(1) 環境づくりの枠組み・仕組みの整備

美しい景観を保全し、自然と暮らしが調和した環境づくり、まちづくりを「鳴門市環境基本条例」や「なると環境プラン2004」をよりどころとして進めていくため、土地利用、都市計画、環境配慮・環境容量等、総合的な視点からみた枠組みづくり、及び開発・再開発を行う際の環境づくり、まちづくりのための指針の整備を進めます。

(2) 計画を推進する体制づくり

総合計画や都市計画マスタープランなど上位計画や関連計画との調整・整合・連携を図り、市全体での横断的、総合的な取り組みを進めるための体制づくりを行います。

(3) 新しい考え方の積極的な導入

国や県、他市町村、さらには諸外国における新しい考え方に基づく環境づくりの情報や事例の把握に努めるとともに、基準となる指針の活用を進めます。

○平成33年度までの取り組み施策

1. 環境基本計画の各施策を総合的・計画的に推進するため、庁内各部署が互いに協力・連携しながら、各施策を着実に実行していきます。
2. 本市の自然環境を保全し、自然と暮らしが調和した環境づくりを総合的・計画的かつ柔軟に進めていくため、関連施策との調整・連携を図っていきます。
3. 多様な環境問題に対処するため、他自治体等の先進的な取組事例の把握に努め、その活用について検討します。
4. 環境基本計画の推進状況を定期的に検証し、より効果的な施策の推進を図ります。



個別目標2 環境教育・環境学習を進めよう

環境問題は、今やすべての人の問題です。一部の人だけでなく、あらゆる主体が協力して取り組んでいくためには、一人ひとりが身近な環境に関心を持ち、意識の転換を図り、環境や環境づくりに必要な取り組みに対する理解や認識を広げていく必要があります。

したがって、小さな子どもから高齢者まで、遊びや体験を通じて、楽しみながら、環境について関心を持ち、認識を深め、知識を身につけ、実際の行動に結び付けていくために、多様で多くの環境教育・環境学習の場や機会の創出と、そのための仕掛けづくりを進めていきます。

(1) 環境教育・環境学習の推進

学校教育や社会教育等、あらゆる場面における環境教育・環境学習を推進していきます。

(2) フィールド・拠点の整備

環境教育・環境学習の中の重要な要素である「体験」や「活動」を推進する場として、市民が自然に触れ、憩い、学ぶことのできる多様なフィールドの保全・創出や活動拠点の整備を進めます。

(3) 環境リーダーの育成

環境教育・環境学習や環境に関する取り組みを推進する上で、リーダー的な役割を担う人材の育成、発掘と活用の仕組みづくりを推進していきます。

○平成33年度までの取り組み施策

1. 鳴門市の環境の現状や課題を市民一人ひとりが正しく理解し、それぞれの立場でできることから取り組んでいただけるよう、多用な媒体を活用し、わかりやすい周知と啓発に努めます。
2. 環境に関する市民の自発的な取り組みを推進するため、リサイクルプラザに設置している環境学習館において、環境をテーマにした講座の開設や体験学習の充実を図ります。
3. 市民等を対象とした環境学習講座の充実を図るとともに、次代を担う子どもたちの環境意識を高めるため、学校や教育機関と連携した環境教育に取り組めます。
4. 市民が自然に触れ、環境について学べる場の創出に努めます。
5. 学校教育において、身近な自然や歴史、文化に親しむことにより、自分が住む地域のことをよく知り、大切に作る心を育てます。



個別目標3 参加・協働による環境づくりを進めよう

市民一人ひとりがまちづくりの主役としての自意識を持ち、それぞれの役割を担っていくとともに、市と市民、事業者、民間団体等の協働（パートナーシップ）による取り組みを進めていきます。

（1）市の率先した取り組みの推進

市は、市民や事業者等に環境行動を促していくためにも、環境に配慮した行動に率先して取り組んでいきます。

（2）「環境づくり推進市民会議」の設置

環境基本計画を推進していくための継続的な市民参加の場として、「環境づくり推進市民会議」を設置します。会議では、計画の進捗状況、市の環境施策等を市民の視点から意見・提案を行うとともに、市民、市、事業者、民間団体が、それぞれ自立しつつ相互に連携・協力する関係づくりに努めます。

（3）市民・事業者による取り組みの推進

行政が関わって進める環境への取り組みには限界があり、最終的には一人ひとり、地域コミュニティや市民グループ、事業者等が、それぞれの立場で環境をよくするために何が必要か、何をすべきかを考え、行動していく必要があります。したがって、市民・事業者・民間団体等による自主的、活発な環境活動・環境行動を推進していくための支援制度や仕組みづくりを推進していきます。

（4）環境コミュニケーションの充実

市、市民、事業者、民間団体等のパートナーシップによる環境づくり、持続可能な社会づくりを進めていくため、市民の環境意識の向上を図り、環境負荷や環境保全活動等に関する情報の十分な提供・交流を図るとともに、一方的な提供に止まらない双方向的な情報交換・意見交換を行い、相互理解を深めながら取り組みを進めていきます。

○平成33年度までの取り組み施策

1. 市が率先して環境に配慮した行動に取り組むとともに、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、それぞれの立場で環境づくりに取り組んでいただけるよう、環境づくりのさまざまな場面への市民参加の機会づくりに努めます。
2. 環境活動に取り組んでいる市民等を支援するなど市民等と連携した環境づくりを推進し、様々な環境問題に官民一体となって取り組みます。
3. 環境基本計画の各施策について市民の視点から意見や提案をいただく機会を増やし、出された意見や提案を計画の推進に反映させていきます。
4. 地域住民が主体的に取り組む様々な地域づくり活動と連携を図りながら、潤いとコミュニティ意識に富んだ地域社会の実現を図ります。
5. 地域の実情や特色にあわせ、地域住民がまちづくりの各分野で主体的に地域づくり事業を実施できるよう情報提供など様々な支援を行っていきます。



基本方針 2 生存基盤としての自然を守り、活かす

われわれが生存していく基盤であり、本市の貴重な財産である自然環境と生物多様性を保全し、自然と調和したまち、自然と調和した産業の実現を目指します。

個別目標 4 豊かな海を守り育てよう

鳴門の海や島々は美しい景観、豊かな海産資源をもたらし、レクリエーションの場を提供しています。また、磯や砂浜、島嶼部や浅瀬等、多様な海辺空間があり、そこには豊かな生態系が形成されています。この鳴門の海が、いつまでも青く輝き、恵み豊かな美しい海でありつづけるよう、その空間的・質的な環境の保全と再生を基本に、持続的な利用を図ります。

(1) 海辺の生態系の保全・再生

海辺の自然に触れ、生きものの生息環境を保全し、美しい景観を守るために、海辺の生態系、環境空間の保全・再生を図ります。

(2) 漁業資源の保全と漁業の活性化

漁業資源の保全・再生と地域漁業の活性化を図るとともに、海洋環境の保全や食品としての海産物の安全性を確保する漁業の支援等、持続的な海洋資源の保全と活用に努めます。

(3) 海辺景観の保全・再生

鳴門海峡に代表される海辺の景観保全に取り組むとともにごみのない美しい海岸づくりを進めます。

(4) 海辺に親しめる場の保全

海辺における親水性の保全・再生を図り、市民等が海辺に親しむことのできる環境づくりに努めます。

○平成33年度までの取り組み施策

1. 河川や海域等、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活雑排水を処理できる公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を促進します。
2. 多くの魚介類の生育場となる藻場の保全と形成に努めるとともに、掃海事業や人工漁礁の設置等を実施し、良好な漁場の保全と再生を図ります。
3. 海岸を市民が自然に親しむことのできる親水空間として利用できるよう、市民や事業者、関係機関と連携しながら保全と整備に努め、その活用を図ります。
4. 海岸の漂着ごみや投棄ごみの清掃活動等に市民や事業者、関係機関と連携して取り組み、海岸の美化に努めます。
5. 自然環境と景観に配慮した海岸整備を計画的に行うことにより、総合的な機能の向上を図り、自然環境と景観に配慮した、やすらぎある水辺環境づくりに努めます。



個別目標5 身近な水環境を再生しよう

市内には、低地をゆるやかに流れる河川や山間部から流れ出る溪流、農地を潤す農業用水路やため池、かつて塩づくりのために整備された（二オ）水尾川などさまざまな水辺があります。

これらの水辺は、人々の暮らしに潤いをもたらすとともに、生物多様性を保全する上でも重要な空間ですが、河川や水路では水が汚れ、生きものたちが徐々に姿を消しています。

これらの現状を改善し、われわれの暮らしに潤いを与え、多くの生きものが暮らす、生きた水辺、澄んだ水を身近な水辺として取り戻していきます。

（1）水辺の生態系の保全・再生

生きものの生息空間としての水辺環境の保全・再生に努めます。

（2）地域の水循環の保全

地域の地理・地形的な条件をふまえた土地利用、上水や農業用水等の有効利用、多様な水源確保に努めることによって、水循環の保全を図ります。

（3）親水空間の保全・創出

市民が水辺の自然に親しむことができる空間の保全、創出に努めます。

○平成33年度までの取り組み施策

1. 河川や海域等、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活雑排水を処理できる公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を促進します。
2. ヘド口など河川等の汚濁物質を分解する効果があるEM（光合成細菌や乳酸菌、酵母等有用微生物の集合体）を活用した河川等の水質浄化に地域団体等とともに取り組みます。
3. 河川を市民が自然に親しむことのできる親水空間として利用できるよう、市民や事業者、関係機関と連携しながら保全と整備に努め、その活用を図ります。
4. 身近な河川や水路の水質調査を実施するとともに、市民や事業者等が水環境に関心を持ち、それぞれの責任と役割を理解して、水環境の保全に自らが取り組み、その行動の輪を広げていくため、水環境や生活排水対策に関する啓発活動に取り組みます。
5. 人々の暮らしに潤いをもたらす、生物多様性を維持するうえで重要な空間である河川等の水辺環境については、生きものの生息環境を保全し、美しい景観を守るため、環境美化に努めるとともに周辺及び近隣の水辺や緑地とあわせた一体的な保全・再生を図ります。
6. 水質が悪化し、生きものが姿を消した河川や水路については、市民や事業者、関係機関等と連携しながら河川等の水質改善や環境保全に取り組み、多様な生きものが生息できる水辺環境の再生を図っていきます。
7. 自然環境と景観に配慮した河川整備を計画的に行うことにより、総合的な機能の向上を図り、自然環境と景観に配慮した、やすらぎのある水辺空間づくりに努めます。
8. 河川整備にあたっては、水生生物等が生息・繁殖できる環境づくりと水質浄化機能を持ちあわせた整備に努めます。



個別目標6 ふるさとの山を守ろう

市域の約6割を占める山林は、広大な緑の回廊として、野生動物の生息空間として、四季折々の変化を見せる山並み景観として、本市の環境に重要な役割を果たしています。

しかし、山間部における土砂採掘等による山林の減少、高速道路等の整備に伴う野生動物の生息空間の分断、管理されなくなった山林の荒廃、ごみの不法投棄など山あいの自然環境は大きく変貌しており、景観の悪化、山腹の崩壊、野生動物の減少など様々な問題が起こっています。

こうした状況を改善し、山間部の豊かな自然環境を取り戻すためにも、人の暮らしとの調和のなかで、山の環境の保全・再生・活用の方向性を検討していきます。

(1) 豊かで安全な山づくり

森林の保全・再生・活用・適正な維持管理による環境保全に努めます。

(2) 美しい山づくり

山林への不法投棄を防ぎ、美しい山づくりに努めます。

(3) 身近な里地・里山の保全と活用

身近な里山や林を身近な自然とのふれあいの場として保全し、活用に努めます。

○平成33年度までの取り組み施策

1. 野生動物の生活空間であり、水源のかん養や災害の防止、地球温暖化防止などさまざまな機能を有している山林は、地域振興との調和を図りながら保全と再生に努めます。
2. 日常生活に安らぎと潤いを与え、良好な自然景観を形成している市街地周辺の丘陵は、自然環境の保全と再生に努め、市民が気軽に自然とふれあえる「里山」づくりに地域住民と協働で取り組みます。
3. 山間部における不法投棄を防止するため、地域住民や関係機関等と連携した監視活動や通報体制の強化を図ります。
4. 国立公園や県立自然公園等の優れた景観や自然環境を形成している山林、保安林など環境保全に重要な役割を果たしている山林については、関係機関等と連携しながら保全策を講じていきます。
5. 山林の松食い虫被害を抑制するため、森林病虫害等防除事業を活用し、樹幹注入、伐倒等を効果的に行います。
6. 鳴門公園から島田島の島嶼部、大麻山周辺に整備されている「四国のみち」については、国や県と連携しながら、安全で快適に利用できるよう維持管理に努め、自然を探索できる場、健康増進の場として活用を図っていきます。



個別目標7 農環境を持続的に守り、活用していこう

農業が盛んな本市において、農地は人の暮らしを支える生産の場であり、人の暮らしと自然が調和する場でもあります。

近年、国においても環境保全型農業や農業空間における自然再生等を推進する方針を打ち出しており、今後、持続可能な農業経営を図るためにも、環境へのやさしさ、人へのやさしさを付加価値とした農業の推進が必要となってくるものと考えられます。特に、本市の農地は、集落と隣接していることが多いことから、農環境を生かした身近な自然の保全と再生に努める必要があります。

(1) 農地の保全

農地の無秩序な開発やそれに伴う景観の阻害を防ぐためにも、農地の計画的な保全を図ります。

(2) 環境保全型農業の推進

資源循環型社会の創造と連携した環境保全型農業の推進を図ります。

(3) 農業の活性化

鳴門ブランドの普及、地産地消の推進、環境保全型農業への取り組みによる農産物の付加価値等による農業の活性化を図ります。

(4) 環境と調和した魅力的な農村環境の整備

田園景観を生かした美しい村づくり、自然と共生する農村環境づくり等の推進により、環境と調和した魅力的な農村環境をつくりまします。

○平成33年度までの取り組み施策

1. 良好な自然環境の形成に大きな役割を果たしている農地の荒廃を防止するため、地域農業者や農業団体と連携しながら農業生産法人や集落営農等の促進、多面的な農地の活用に努めます。
2. 農薬の適正かつ安全な使用について、関係機関や関連団体との連携を図りながら農業者への指導を行うとともに、土づくりを基本とした有機・減農薬農業を推進し、化学肥料・農薬の使用を抑えた環境にやさしい農業の普及に努めます。
3. 自然環境に重要な役割を担っている農地の計画的な保全とあわせて、自然と共生する農村環境づくりを地域住民とともに進めていきます。
4. 土地改良事業の実施にあたっては、周辺の自然環境や生態系に配慮した工法の導入に努め、自然と共生する農村環境の形成を図ります。
5. 農業地域周辺の河川や農業用水路にまん延し、農作物や農業用水路、生態系に被害を及ぼしているミシシippアカミミガメやナガエツルノゲイトウなど外来生物の駆除に取り組みます。
6. 生活排水の影響で水質が悪化している農業用水の水質改善を図るため、合併処理浄化槽の普及に努めます。



個別目標8 野生の生きものの生息環境を守り、共存をはかろう

山や川、海などの多様な自然環境は、野生の生きものの生息空間（ビオトープ）でもありますが、本市の自然環境は、次第に失われつつあるのが実状です。

その影響は、野生動物の減少による生物多様性の崩壊のほか、イノシシやサルなど本来山で暮らす野生動物が人里まで下りてきて農作物に及ぼす被害等も生じています。

多様な野生生物が生息するビオトープは豊かな自然の証であり、われわれにとっても貴重な財産でもあります。このため、野生の生きものの生息環境を守り、共存を図るための取り組みを進めていきます。

（1）自然環境の調査・把握

市内の自然環境についての定期的な調査・把握により、適正な保全・再生・維持管理・活用を図ります。

（2）地域生態系の保全・再生

野生の生きものの生息空間であり、我々にとっても重要な資源である自然環境の保全・再生を進め、地域の生態系を保全していきます。

（3）ビオトープの保全とビオトープネットワーク

「とくしまビオトープ・プラン」に基づくビオトープの保全・再生・創出

（4）自然に触れる場・機会の創出

市街地において不足している身近な場所での自然に触れる空間づくりに努めます。

（5）生きものとの共存・共生

豊かな自然環境を保全するためにも、野生の生きものとの共存の道を探るとともに、計画的な対策への取り組みを進めます。

○平成33年度までの取り組み施策

1. 稀少動植物に関する情報の収集に努めるとともに、保護対策に取り組んでいきます。
2. 生物多様性を維持するうえで重要な空間である河川等の整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系に配慮しながら行い、多様な生きものが生息できる空間の保全に努めます。
3. クリーンセンター周辺で整備を進めている「フクロウと子どもたちの森」にさまざまな生きものが生息できるビオトープを創出し、自然に触れる野外活動の場として活用します。
4. 生態系に悪影響を及ぼしているオオクチバスやアライグマ、ミシシippアカミミガメ等の移入種を河川や野外に放すことのないよう周知徹底を図るとともに駆除に取り組みます。
5. コウノトリや稀少猛禽類など稀少生物の棲息が確認された地域では、稀少生物が棲息しやすい環境づくりに地域住民等とともに取り組みます。
6. アルゼンチンアリやセアカゴケグモなど特定外来生物の生息状況の情報収集に努め、生息が確認された場合は、関係機関と連携して駆除に取り組みます。



個別目標9 美しい景観を守り、環境と調和した観光を育んでいこう

美しく多様な自然環境に支えられている鳴門の観光やレクリエーションの持続的な発展を図り、将来に引き継いでいくためにも、美しい景観とその基盤となる豊かな自然環境の保全・再生を図るとともに、過度の利用や開発を避け、環境への負荷を抑える観光やレクリエーションの推進に努めます。

(1) 地域資源を生かした観光の活性化

鳴門の美しい景観、豊かな自然環境、海産物・農産物等の特産品、歴史的建造物や歴史文化に関わる魅力等を保全し、持続可能な活用を図るための仕組みづくり、広報PR、人材育成に努めます。

(2) 歴史文化を保全・活用した地域づくりの推進

四国霊場第一番札所及び第二番札所があり、古くから四国の玄関口・交通の要所として引き継がれてきた鳴門の歴史文化は、自然環境と深い結びつきを持っています。その歴史文化の保全と将来世代への継承を図ります。

(3) 環境にやさしい観光の推進

環境に負荷をかけない観光のあり方を模索するとともに、環境をひとつの目玉とした観光への取り組みを図ります。

(4) 環境にやさしいレクリエーションの推進

自然環境を生かしたレクリエーションを持続的に楽しんでいくためにも、環境に負荷を与えないようなレクリエーションのあり方を目指します。

○平成33年度までの取り組み施策

1. 関係機関や事業者、地域住民等と連携しながら観光地周辺地域の不法投棄監視活動や投棄ごみの回収を実施するなど、ごみのない観光地づくりに取り組んでいきます。
2. 全国に知られた鳴門海峡の渦潮をはじめとする美しい自然景観、四国八十八箇所の第一番・二番札所や大谷焼の里、鳴門板野古墳群などの歴史・文化資源等を将来世代に継承していくため、保護と活用に努めます。
3. 鳴門海峡を望む県道鳴門公園線や四国遍路道沿いの景観については、徳島県や観光団体、地域住民等と協力しながら観光地にふさわしい景観の形成に努めるとともに、「鳴門海峡の渦潮」、「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向けた取り組みを関係団体と連携して推進します。
4. 豊かな自然や古くから残る町並みなどの美しい、趣のある景観の保全と再生に努めます。
5. ドイツとの交流など本市の文化的特性を広場や道路をはじめとするまちづくりに活かし、市民と協働して新たな景観を創造することで、鳴門らしい文化の薫り漂う環境づくりをめざします。
6. 瀬戸内海国立公園区域及び大麻山県立自然公園区域については、国や県と協調しながら景観の保護、海岸の維持を図っていきます。



基本方針3 環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める

環境を守るために必要な意識やライフスタイル、社会システムの転換を図ります。また、人々が快適に暮らし、自らのふるさとに誇りを持って暮らし続けられる環境づくりを地球環境をも視野に入れながら進めます。

個別目標10 ごみを出さない生活・事業活動への転換をはかろう

ごみの発生抑制・減量・リサイクルを推進することにより、ものを大切にし、環境に与える負荷が小さく、ものが循環する社会づくりを目指します。

(1) 持続可能なライフスタイル・社会構造づくりの推進

生活や事業活動に伴う様々な物品の製造・販売・購入において、環境への負荷が少ない選択を進め、ライフスタイル・社会構造の見直し等を進めていきます。

(2) 廃棄物発生量の抑制等の推進

4Rの取り組みを進めることにより、資源の消費を抑えるとともに、廃棄物の発生量の抑制による処理・処分に伴う環境への負荷（排ガス・処分場による影響等）の低減に努めます。

(3) 廃棄物の適正処理の推進

ごみの処理・処分方法や、処理・処分施設の管理運営においては、環境への負荷を小さくするための取り組みを推進するとともに、安全確保のための適正な管理・実施を推進します。

(4) 不法投棄対策の推進

山林や河川敷、空き地等への不法投棄やポイ捨てをなくしていくための取り組みを進めます。

○平成33年度までの取り組み施策

1. 社会経済情勢等の変化を踏まえた新たな一般廃棄物処理基本計画を策定し、市民等との協働によるごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用を推進する循環型社会づくりをめざします。
2. 循環型社会の形成や環境に関する市民の自発的な取り組みを推進するため、リサイクルプラザに設置している環境学習館において、ごみの減量・リサイクルをテーマに施設見学や体験学習、講座の開設など環境教育・学習の場の充実を図ります。
3. ごみの量や内容を把握した上で効果的なごみ減量策を検討し、発生抑制の具体的な取り組みを紹介するなど地域住民を主体とするごみ減量の取り組みを進めます。
4. ごみの焼却量を削減するとともに資源の有効活用を図るため、地域コミュニティや市民団体等による資源ごみ集団回収など新聞や段ボール、雑紙、古着など資源ごみ回収の機会を増やします。
5. 焼却時に多くの補助燃料を必要とする生ごみの焼却量を減らすため、家庭への生ごみ処理機の購入補助、コンポストのあっせん等により、生ごみの堆肥化を進めます。
6. クリーンセンターの操業にあたっては、環境への負荷を軽減する取組を推進するとともに、運転管理の情報についてわかりやすく公表していきます。
7. 省資源化並びにごみ減量化を図るため、買い物時のマイバッグ運動を推進します。
8. 不法投棄監視パトロール隊の設置を働きかけ、不法投棄防止看板等の設置支援を進めるとともに、民間事業者や地域住民と連携した監視活動や通報体制の強化に努めます。



個別目標11 快適で潤いのある生活環境づくりを進めよう

鳴門の歴史文化、コミュニティ、人と人とのつながり、風土を活かしたまちづくり、暮らし方を改めて考え直し、生活に必要な利便性と環境への負荷を抑えたまち、暮らし方とのバランスがとれたまち、市民が季節の変化や潤いを感じ、快適で安全に暮らせる生活環境を目指します。

(1) 市街地の緑化推進

市街地における良好な街並み景観、生活環境のため、緑地保全や敷地緑化に努めます。

(2) 微気象の保全（風、熱、水の循環）

エネルギーの大量消費や、地面の被覆、高層建築物や大規模建築物の建設等により、通常行われているはずの地域の水環境、熱循環、風の流れ等が阻害されることによっておきる地域の微気象の改変を抑制し、快適な気象環境を保全するための取り組みを進めます。

(3) 魅力ある街並みづくり

鳴門らしさ、さらには地域の歴史風土の特徴を活かした、潤いある魅力的な街並み、景観づくり、静かで穏やかな中にもにぎわいと活力ある地域づくりを推進します。

(4) 憩いの場の創出

住民が憩い、交流を持てる身近で潤いのある空間づくりを進めます。

(5) 安心・快適な道づくり

車中心の道ではなく、歩行者や自転車等が安心して通行できる道づくりを進めます。また、単なる移動路ではなく、季節を感じ、住民同士の交流がもてる空間としての整備に努めます。

○平成33年度までの取り組み施策

1. 市民が季節の変化を感じ、快適な暮らしができるまちづくりを進めるため、市街地の緑化を推進するとともに地域の自然環境を活かした景観づくりに努めます。
2. 郷土に愛着を持って暮らせるよう、撫養街道や水尾川、神社や寺院の門前街の景観など鳴門の風土、歴史文化を活かした魅力的な街並みづくりに努めます。
3. 日常生活に安らぎと潤いを与え、良好な自然景観を形成している市街地周辺の丘陵や河川等を身近な自然にふれあえる空間として保全と再生に努めるとともに、その活用を図ります。
4. 道路や公園など公共の場の美化に努めるとともに、害虫の発生やごみの不法投棄の要因ともなる空き家や空き地の雑草については、所有者や管理者に適正な処理を要請していきます。
5. 人口減少や少子高齢化の進展に伴って増加している空き家について所有者等に適正管理を促します。また、すでに老朽化し危険な空き家については、国や県の補助制度を活用して除却を促し、居住環境の改善を図ります。
6. 公共施設のバリアフリー化などをはじめとしたユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備に努めます。
7. 安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道のバリアフリー化を進めるとともに、自転車歩行者専用道路やコミュニティ道路の整備に努めます。
8. 街灯などの照明設備については、効果的な見直しを行うとともに、効率のよい設置基準を設け合理的に整備します。
9. 快適な住環境づくりを進めるため、排水路の整備や清掃を行い、浸水防止や悪臭防止を図るなど適正な管理に努めます。
10. 超高齢社会など社会環境の変化への対応や多様化する利用者ニーズに柔軟に対応するため、地域の実情に応じた公共交通体系の構築を研究します。
11. 公共交通の発着点である鳴門駅周辺において徒歩や自転車での利用がしやすい環境整備に努めます。



個別目標12 エネルギーを大切にしよう

私たちの暮らしや事業活動は、大量のエネルギーを消費して成り立っていますが、このことによって地球温暖化の原因となる二酸化炭素を大量に排出したり、限りある資源を枯渇させたりする恐れも生じています。このため、快適な生活環境を将来世代に伝えるには、エネルギーを大量に使用するライフスタイルからの転換を図り、環境への負荷を低減する取り組みが必要となっています。

(1) 省エネルギーの推進（エネルギー消費量の低減）

エネルギーの消費量を抑えるための取り組みを推進します。

(2) 自然エネルギー活用の推進

風土を生かした暮らしのあり方を見直すとともに、太陽光、太陽熱、風力、潮力等の自然エネルギーの活用を検討します。

(3) エネルギーの有効活用

限りあるエネルギーを有効に活用するための技術やシステムの導入に努めます。

○平成33年度までの取り組み施策

1. 市の事務・事業における温室効果ガスの排出削減やエネルギー消費量を抑えるための様々な取り組みを率先して行うとともに、取り組み状況について広報なるとや市公式ウェブサイトなどを利用した情報提供に努めます。
2. 環境学習館における講座や出前講座などを活用し、家庭で取り組める具体的な対策とその効果等の周知に努め、市民や事業者とともに環境にやさしいまちづくりを推進します。
3. ごみの焼却時に発生する温室効果ガスを削減するため、ごみの分別徹底や資源ごみの回収、生ごみの堆肥化を推進し、焼却ごみの減量化に努めます。
4. 夏場の電気使用量削減を図るため、学校や公共施設でゴーヤなどのつる性植物を利用した「緑のカーテン事業」を促進するとともに、多くの市民にも取り組んでいただけるようゴーヤ苗を配布します。
5. 上水道については、計画的な漏水調査の実施によって漏水量を削減させるとともに、効率的な配水を行うため、配水施設の統廃合について検討します。
6. 本市の自然環境や社会環境と調和する再生可能エネルギーの導入を図るため、風況に恵まれていると思われる山地や沿岸部、さらには洋上における風力発電の可能性について検討します。



個別目標13 きれいで安全な環境を守ろう

われわれの日常生活や事業活動は、生活排水等による河川等の水質悪化をはじめ、騒音、振動、悪臭等の問題を伴います。また、地震や洪水等の災害に対する不安も抱えています。

こうした問題を将来世代に持ち越さないよう、きれいで安全なまちづくりに取り組んでいきます。

(1) 水域環境の改善

水道の整備推進等により水域への汚濁負荷の流入を抑制するとともに、水域の浄化機能を保全・再生する等、海域や河川、農業用水路、二才等における水質の改善を図ります。

(2) 大気環境の保全

工場や街中や道路沿いにおける緑化を推進し、植物による大気浄化に努めます。

(3) 生活公害対策の推進

騒音・振動・悪臭等の生活公害、建築物による日照障害・電波障害等、日常生活の快適性を損ねる様々な要因の防止・対策に努めます。

(4) 災害に強いまちづくりの推進

災害によって被害を受けにくい土地利用、被災時の被害を小さくする施設整備や地域づくりを推進します。

○平成33年度までの取り組み施策

1. 「汚水処理構想」に基づき、市内で人口が最も集中している撫養町のほか人口集中地区から優先的に公共下水道の整備促進を図っていきます。
2. 公共下水道への接続を促進するため、高齢者や障がい者の低所得世帯への受益者負担金猶予措置・下水道使用料減免措置や接続に関する排水設備費用の助成制度を実施します。
3. 公共下水道の整備を計画していない地域、計画はあっても整備までに相当な期間を要する地域においては、合併処理浄化槽の効果や必要性を広く周知するとともに、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助制度を活用し、合併処理浄化槽の普及促進を図っていきます。
4. 生活排水の汚濁負荷を軽減する効果があるEMの活用を促進するため、地域団体等にEM活性液培養装置の貸与と培養資材の提供を行うなど地域団体と連携しながら普及に努めます。
5. 生活環境に被害を与え、健康で文化的な生活の障害となる大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害については、定期的な調査、国や県の最新情報等の把握等により、未然防止と監視に努め、公害等に関する相談には迅速かつ状況に応じて対応します。
6. 災害に負けないまちづくりを推進するため、公共施設や橋梁の耐震化、排水機場・樋門などの水防施設、幹線管渠やポンプ場など排水施設の整備・改修を図ります。
7. 津波や洪水などの各種災害想定により、避難場所の指定の追加や見直しを行い、災害種別に応じた避難場所の確保に努めます。
8. 防災意識の啓発、防災活動の推進、災害発生時の対応など地域において重要な役割を果たす自主防災会に対し、活動助成や災害に関する情報提供、避難訓練等の参加促進など、より一層の活動活性化に向けた取り組みを推進します。
9. 一般住宅の耐震化を推進するため、個人木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度の周知を図ります。
10. 快適な都市空間を形成するため、公共施設の緑化や街路樹・植樹帯の確保に努めます。



個別目標14 化学物質による環境汚染を防止しよう

化学物質は、私たちの生活を豊かにしていますが、土や水、空気等を介して、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすことが知られています。化学物質による影響は目に見えないことが大きな特徴であり、恐ろしさでもあります。

化学物質による人や自然環境への悪影響に関する状況を正しく把握するとともに市民に対する正しい知識の周知に努めていく必要があります。

(1) 有害化学物質対策の推進

有害化学物質による環境汚染の未然防止と監視に努めます。

(2) リスクコミュニケーションの充実

化学物質による環境汚染に関して安全で安心な社会を実現するため、市民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、対話と協力のもと、環境リスク低減のために取り組むリスクコミュニケーションの充実を進めます。

○平成33年度までの取り組み施策

1. 有害化学物質の発生について関係機関と連携した監視に努めるとともに、発生時には、市民や学校、関係機関への迅速な周知を実施します。
2. ごみ焼却施設の適正な運用に努めるとともに、ダイオキシン類などの定期測定を実施し、検査結果を公表します。
3. ダイオキシン類が発生するごみの野外焼却をしないよう、市民への啓発に努めます。
4. 有害化学物質に関する情報の収集と市民への正確な提供に努めます。



個別目標15 地域から地球環境保全に取り組もう

地球環境問題は、もはや一部の国や人が取り組めば解決するものではありません。われわれ一人ひとりが地球環境を視野に入れ、地域の日常生活のなかで着実に行動していくことが、地球環境を守るための取り組みにつながるとともに、地球規模での視点を持つことは、外から鳴門の環境を見直すことにもつながります。

地域の環境づくりに取り組みながら、より広域的な環境づくり、地球規模での環境問題にも関心を持ち、世界のなかの鳴門を意識し、地球市民としての取り組みを進めていきます。

(1) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素の排出抑制に努めます。

(2) オゾン層の保護対策の推進

有害な紫外線を遮断するオゾン層を保全するため、オゾン層を破壊する物質であるフロン^①の排出抑制に取り組んでいきます。

(3) 酸性雨対策の推進

酸性雨の原因である工場や自動車等からの排気ガスの排出抑制等、大気汚染対策を推進し、大気環境の保全に努めます。

(4) 海外資源の保全と地域資源の有効活用

森林資源、野生動物、海洋資源、水資源等、海外の自然資源の保全に努めます。また、わたしたちが日常生活のなかで大量に輸送エネルギーを使って消費している食材や建材利用のあり方を考え、地球環境への負荷を低減するという視点からも、地域資源の有効活用に努めます。

(5) 地球環境を視野に入れた取り組みの推進

鳴門という地域で暮らしながら、常に地球規模の環境問題を視野に入れ、理解と関心を深めていけるよう努めます。

○平成33年度までの取り組み施策

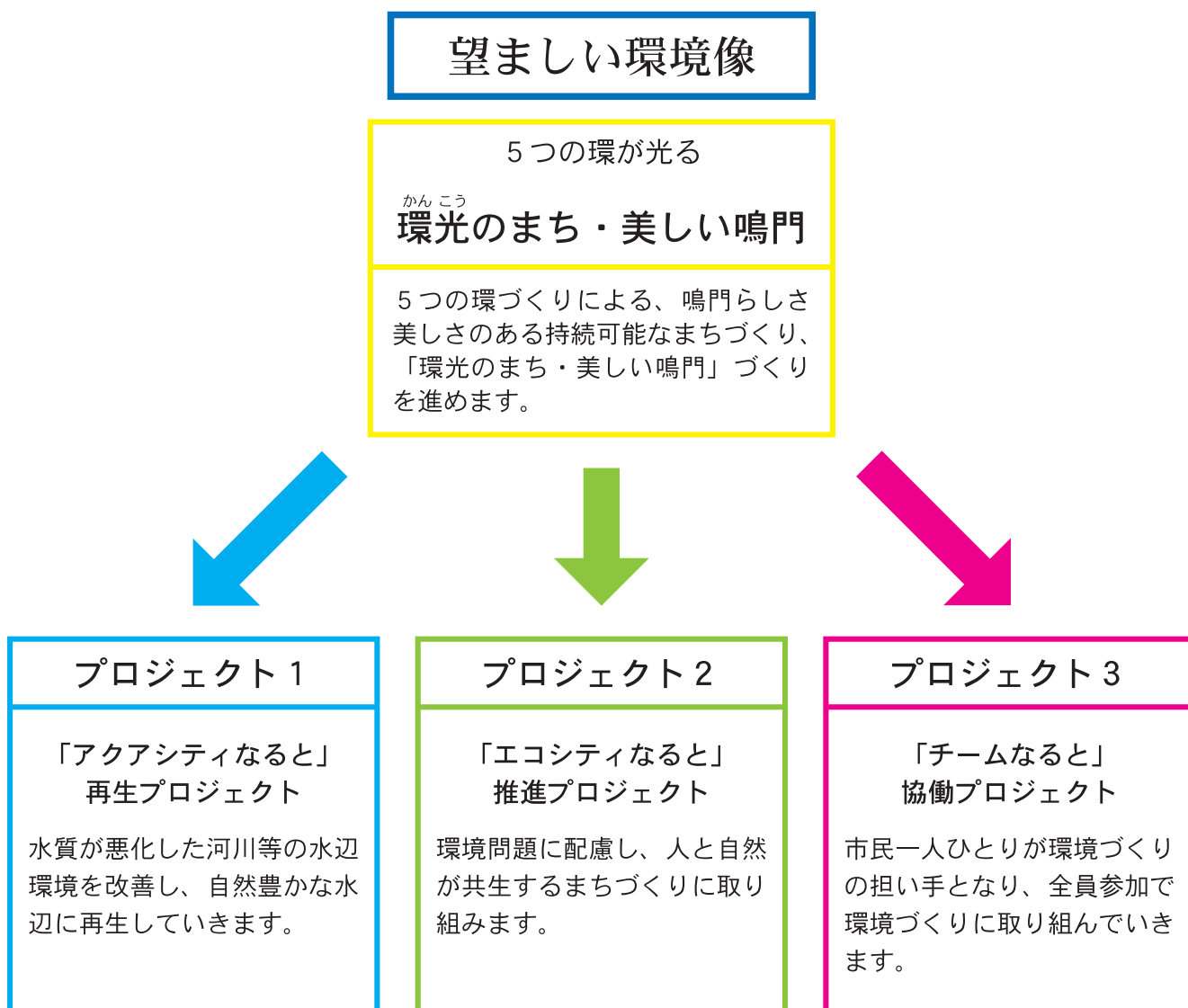
1. 市が率先して地球温暖化対策に取り組むため、「第4次鳴門市地球温暖化対策実行計画」に掲げた施策を推進します。
2. 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の吸収と蓄積、酸素の供給、蒸発散作用により、地球環境を調整する機能がある森林の保全に努めます。
3. 深刻な状況となっている地球温暖化の抑制に寄与するため、本市の自然エネルギーを活かした再生可能エネルギーの導入に取り組んでいきます。
4. オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、家庭等で使用しているエアコンや冷蔵庫等に冷媒として充填されているフロン類を放出しないことや廃棄する際にはフロン類の回収が必要なこと等について、市民等への周知と啓発に努めます。
5. 市民等が地球規模の環境問題に対する理解と関心を深めていただけるよう、世界的な環境問題に取り組んでいる「世界自然保護基金（WWF）」等から得た環境に関する様々な情報を環境学習館や市公式ウェブサイト等で紹介します。



第4章 重点実施事業

環境問題を解決し、将来世代に良好な環境を引き継いでいくための課題には、今すぐ取り組むべきものと、長期的な展望を持って取り組まなければならないものがあります。

本計画では、平成65年度までの長期的視点のもと、「望ましい環境像」実現のため、とくに緊急に取り組んでいく重点実施事業として、平成29年度から平成33年度にかけて、3つのプロジェクトを推進していきます。



プロジェクト1 「アクアシティなると」再生プロジェクト

生活排水等によって水質が悪化し、生きものが生息しにくくなっている河川等の水辺環境を改善し、自然豊かな水辺に再生していきます。

1. 生活排水処理施設の整備促進

生活排水に含まれる汚濁負荷を削減するため、すべての生活排水を処理できる公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に取り組みます。

- ①「汚水処理構想」に基づき、市内で人口が最も集中している撫養町のほか人口集中地区から優先的に公共下水道の整備促進を図っていきます。
- ②公共下水道への接続を促進するため、高齢者や障がい者の低所得世帯への受益者負担金猶予措置・下水道使用料減免措置や接続に関する排水設備費用の助成制度を実施します。
- ③公共下水道事業の整備を計画していない地域、計画はあっても整備までに相当な期間を要する地域においては、合併処理浄化槽の効果や必要性を広く周知するとともに、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助制度を活用し、合併処理浄化槽の普及促進を図っていきます。

2. 水辺環境の保全・再生

人々の暮らしに潤いをもたらす、生物多様性を維持するうえで重要な空間である河川等の水辺環境については、生きものの生息環境を保全し、美しい景観を守るため、環境美化に努めるとともに、周辺及び近隣の水辺や緑地とあわせた一体的な保全と再生を図ります。

- ①河川を市民が自然に親しむことのできる親水空間として利用できるよう、市民や事業者、関係機関と連携しながら保全と整備に努め、その活用を図ります。
- ②自然環境と景観に配慮した河川整備を計画的に行うことにより、総合的な機能の向上を図り、自然環境と景観に配慮した、やすらぎのある水辺空間づくりに努めます。
- ③水質が悪化し、生きものが姿を消した河川や水路については、市民や事業者、関係機関等と連携しながら河川等の水質改善や環境保全に取り組み、多様な生きものが生息できる水辺環境の再生を図っていきます。
- ④河川整備にあたっては、水生生物等が生息・繁殖できる環境づくりと水質浄化機能を持ちあわせた整備に努めます。

3. 水環境に関する啓発活動の推進

市民等が水環境に関心を持ち、水環境の改善に自らが取り組み、その行動の輪を広げていくため、水環境に関する啓発活動に取り組みます。

- ①身近な河川や水路の水質や生活排水が水環境に与える影響、家庭でできる生活排水の汚濁負荷量を軽減する方法等について、周知と啓発に努めます。
- ②浄化槽の機能を維持するための適正な管理について啓発活動を展開していきます。

4. 市民や関係機関との連携・協働による取り組み

水環境の保全・再生と活用について、市民や関係機関等とともに取り組みます。

- ①ヘドロなど河川等の汚濁物質を分解する効果があるEM（光合成細菌や乳酸菌、酵母等有用微生物の集合体）を活用した河川等の水質浄化に地域団体等とともに取り組みます。
- ②市街地周辺の代表的河川である「新池川」において、河川管理者である徳島県や地域住民とともに水質浄化や水辺環境の整備に取り組んでいきます。

プロジェクト2 「エコシティなると」推進プロジェクト

私たちの生活や事業活動による自然環境への負荷を低減するとともに、身近に自然を体感できる環境づくりに努め、人と自然が共生できるまちづくりに取り組みます。

1. ごみを出さない生活・事業活動への転換

廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に努めます。

- ①ごみの量や内容を把握した上で効果的なごみ減量策を検討し、発生抑制の具体的な取り組みを紹介するなど地域住民を主体とするごみ減量の取り組みを進めます。
- ②焼却時に多くの補助燃料を必要とする生ごみの焼却量を減らすため、家庭への生ごみ処理機の購入補助、コンポストのあっせん等により、生ごみの堆肥化を進めます。
- ③省資源化並びにごみ減量化を図るため、買い物時のマイバッグ運動を推進します。
- ④ごみの焼却量を削減するとともに資源の有効活用を図るため、地域コミュニティや市民団体等による資源ごみ集団回収など新聞や段ボール、雑紙、古着など資源ごみ回収の機会を増やします。

2. 省エネ、地球温暖化対策の推進

エネルギーを大量に使用するライフスタイルからの転換を図り、環境への負荷を低減する取り組みを進めます。

- ①市の事務・事業における温室効果ガスの排出削減やエネルギー消費量を抑えるための様々な取り組みを率先して行うとともに、取り組み状況について広報なるとや市公式ウェブサイトなどを利用した情報提供に努めます。
- ②環境学習館における講座や出前講座などを活用し、家庭で取り組める具体的な対策とその効果等の周知に努め、市民や事業者とともに環境にやさしいまちづくりを推進します。
- ③夏場の電気使用量削減を図るため、学校や公共施設でゴーヤなどのつる性植物を利用した「緑のカーテン事業」を促進するとともに、多くの市民にも取り組んでいただけるようゴーヤ苗を配布します。
- ④本市の自然エネルギーを活かした再生可能エネルギーの導入に取り組んでいきます。

3. 自然を体感できる生活環境づくり

市民が季節の変化を感じ、快適な暮らしができるまちづくりを推進します。

- ①日常生活にやすらぎと潤いを与え、良好な自然景観を形成している市街地周辺の丘陵や河川等を身近な自然にふれあえる空間として保全と再生に努めるとともに、その活用を図ります。
- ②市街地の緑化を推進するとともに、地域の自然環境を生かした景観づくりに努めます。
- ③自然環境に重要な役割を担っている農地の計画的な保全とあわせて、自然と共生する農村環境づくりを地域住民とともに進めていきます。
- ④コウノトリや稀少猛禽類など稀少生物の棲息が確認された地域では、稀少生物が棲息しやすい環境づくりに地域住民等とともに取り組みます。

プロジェクト3 「チームなると」協働プロジェクト

目指すべき環境像や取り組み目標を達成するためには、本市で暮らし、活動する市民や事業者など本市の環境に関わるすべての人や団体が自らの役割を認識し、行動することが不可欠です。

望ましい環境像を実現するため、すべての人や団体が自らの役割を認識し、お互いの立場や役割を尊重しながら、環境づくりの担い手となり、全員参加で環境づくりに取り組んでいきます。

1. 環境づくりの枠組みと体制づくり

環境基本計画を総合的、効果的に推進していくにあたって、多種多様な分野・年齢層の市民等の意見を反映できるような体制を充実させます。

- ①環境基本計画の各施策を総合的・計画的に推進するため、庁内各部署が互いに協力・連携しながら、各施策を着実に実行していきます。
- ②環境基本計画の各施策について市民の視点から意見や提案をいただく機会を増やし、出された意見や提案を計画の推進に反映させていきます。

2. 市の率先した取り組みの推進

市民や事業者等に環境行動を促していくため、環境に配慮した行動に率先して取り組んでいきます。

- ①市が率先して様々な環境問題に取り組むとともに、その取り組み状況を広報なるとや市公式ウェブサイトなどを利用した情報提供に努めることにより、市民や事業者等の環境行動を促していきます。

3. 環境に関する啓発の推進

市民一人ひとりが身近な環境に関心を持ち、認識を深め、実際の行動に結びつけていくための啓発に取り組めます。

- ①鳴門市の環境の現状や課題を市民一人ひとりが正しく理解し、それぞれの立場でできることから取り組んでいただけるよう、多様な媒体を活用し、わかりやすい周知と啓発に努めます。
- ②市民等を対象とした環境学習講座の充実を図るとともに、次代を担う子どもたちの環境意識を高めるため、学校や教育機関と連携した環境教育に取り組めます。

4. 市民等と連携した環境づくり

市、市民、事業者、民間団体等のパートナーシップによる環境づくりを推進します。

- ①市民一人ひとりが環境に関心を持ち、それぞれの立場で環境づくりに取り組んでいただけるよう、環境づくりのさまざまな場面への市民参加の機会づくりに努めます。
- ②環境活動に取り組んでいる市民等を支援するなど市民等と連携した環境づくりを推進し、様々な環境問題に官民一体となって取り組めます。
- ③地域住民が主体的に取り組む様々な地域づくり活動と連携を図りながら、潤いとコミュニティ意識に富んだ地域社会の実現を図ります。

参 考 资 料

本計画の策定にあたっては、素案づくりの作業に入る前に、市民の意見を直接聞く環境ワークショップを2度開催したほか、環境づくりに関する市民意識調査を実施しました。

平成28年度 環境ワークショップ

(1) 開催日及び参加者数

- ・第1回環境ワークショップ 平成28年7月2日開催 参加者11名
- ・第2回環境ワークショップ 平成28年8月27日開催 参加者10名

(2) ワークショップでの主な意見

基本方針1 まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める

(個別目標1) 環境づくりの枠組み・仕組み・体制を整備しよう

- ・「なると環境プラン推進計画2012」の計画から見て、市民協働の5年間の成果について教えてほしい。
- ・環境施策において現段階でどのレベルまでできたのか、数値化し、判断してほしい。
それを見てこれからの方向性を判断する必要がある。
- ・審議会、実施計画との整合性について検討。

(個別目標2) 環境教育・環境学習を進めよう

- ・環境リーダーの育成。
- ・環境のかたりべ（戦争、災害等の昔の状況、活動状況などの経験について話ができる人）を考える。
- ・環境学習において学校と環境カウンセラーとの連携。
- ・学校におけるごみ減量学習として、リサイクル物の積み込みや実地見学等の実施。生ゴミ以外の取り組みが必要。
- ・子どもたちがグリーンセンターなどで学んだことを実際に家でやることで、その周りの人たちにも影響を与える。子どもが地域で活動できる環境を作る。
- ・子どもたちが地域でNPOや各種団体と連携するなどして、参加しやすい環境を作る。
- ・水環境について小学生だけでなく親や老人を対象にした市民レベルで取り組む必要がある。
- ・大人も環境学習が必要。出前講座を広く周知するとともに、新たな人にも興味を持ってもらえるような内容にするよう検討。
- ・親子環境教育として、取り組みが進んでいる地区を参考に、高松市ではキャンプをしながら環境教育をしている。
- ・市民レベルで何に興味があるのか、どうしたら環境行事に来てくれるのかを考える必要がある。

(個別目標3) 参加・協働による環境づくりを進めよう

- ・市民会議の人数を増やし、もっと各年代に参画してもらうよう検討。勉強会を増やす。
- ・他市の市民会議との連携、意見交換会の検討。
- ・環境団体だけでなく、福祉関係のボランティアなどと連携し、環境施策に関する地域通貨、エコマネーを研究課題にしてはどうか。

基本方針2 生存基盤としての自然を守り、活かす

(個別目標4) 豊かな海を守り育てよう

- ・海岸線に消波ブロックの数を増やし、海岸美化。流木等の減少、砂浜の増大。
- ・海岸清掃の機会を増やしてほしい（島田島など）。

(個別目標5) 身近な水環境を再生しよう

- ・板東の山の谷間に建設残土などを埋め水質が悪化し、近くの池で野鳥が泳いでいる姿を見かけなくなった。用水発電での浄化の検討。
- ・ウチノ海に活気がないため、堀越海峡で水族館を兼ねた潮流発電を行う。
- ・生活排水、給食や飲食店等の排水対策を検討。
- ・EMのPR、広報を促進してほしい。EM団子により川の底がきれいになる。

- ・新池川の魚についての調査、公表についての検討。
- ・河川等の護岸工事を行う際には石積みやアシ等の植物を植えるなど、環境に配慮した河川整備を考えてほしい。
- ・新池川の樋門の浚渫を年数回してほしい。

(個別目標 6) ふるさとの山を守ろう

- ・マツクイムシの駆除の拡大。
- ・ごみの不法投棄削減のため、北灘海の駅からうだつ峠の間に循環バスを走らせ監視する。

(個別目標 7) 農環境を持続的に守り、活用していこう

- ・里浦いものつるやマルチの処分方法は。
- ・賀川豊彦が提唱していた「立体農業」が活かされていないので検討してほしい。山間部での農法で果樹を育て、下では家畜を飼う農法。これに炭焼きを加える。
- ・エコファーマーについてのPR、どこが実施し、どの作物にされているのか、消費者にわかるようにしてほしい。
- ・鳴門ブランド化について促進してほしい。コウノトリでできないか。
- ・遊休農地の有効活用、貸し借り制度の構築。
- ・遊休農地の管理などには農家自身の意識の高揚が必要。

(個別目標 8) 野生の生きものの生息環境を守り、共存をはかろう

- ・猿、イノシシ、コウノトリ、「トキ」等の動物における、動物公園、飼育場所を作り、観光の拠点にする。
- ・ビオトープを各地域・公園・学校にも整備を進めてほしい。
- ・コウノトリレンコンについて施策に追加する。
- ・人との関わりなどを含め、コウノトリが訪れる生息空間などの文言を含める。
- ・生息環境を守るなどの内容を含める。
- ・フクロウと子どもたちの森にフジバカナを植えることにより、アサギマダラが生息する環境が生成されるとともに、子どもたちの交流の場にもなる。
- ・水草、アカミミガメ等の外来生物に対する理解を深める。

(個別目標 9) 美しい景観を守り、環境と調和した観光を育んでいこう

- ・八十八カ所を世界遺産にするためにも開発をせずに自然環境を残してほしい。
- ・鳴門公園（展望台）、渦の道の観光名所の遊歩道においてごみの多さが目立つため、不法投棄等のごみの撤去に力を入れる。
- ・鳴門スカイライン、観光名所の不法投棄を減らすため、環境、公共交通という両方の観点を含めた各地点を循環する環境循環バスを実施する。
- ・歴史文化の保全において、賀川豊彦記念館とドイツ館も入れたい。
- ・徳島空港から板東を結ぶ直通バスを実施する。
- ・ウチノ海に活気がないので堀越海峡で水族館を兼ねた潮流発電を行う。
- ・トリーデなるとの景観を大事にする。
- ・渦潮の世界遺産への登録運動の流れに乗り環境保全にも力を入れる。

基本方針 3

(個別目標 10) ごみを出さない生活・事業活動への転換をはかろう

- ・リサイクルショップ、フリーマーケットを市がもっと奨励してほしい。
- ・市民が不法投棄を見つけた場合の連絡体制などについての整備をしてほしい。
- ・家庭でコンポストを利用してできた堆肥を斡旋できる組織作りが必要。
- ・風呂敷を使ったマイバック運動。
- ・ごみになる物を作りすぎるため、一つの商品の値段を上げ国内消費を減らす。

(個別目標 11) 快適で潤いのある生活環境づくりを進めよう

- ・「フジバカマ」「アサギマダラ」の取り組み。
- ・街路樹の剪定は心地いい切り方でないので検討してほしい。
- ・鳴教大生の交通の不便さの解消、大学と鳴門駅間の循環バスの検討。

(個別目標 12)

- ・地球温暖化対策のため学校でのクーラー使用の抑制を検討。学校を樹木で覆うなど、クーラーは補助的に使用。
- ・子どもの送迎によるマイカーが多いため、抑制するためにも遠いところは公共交通を整備する。
- ・太陽光等において小型分散化の検討。

(個別目標 13)

- ・震災ため池決壊予防、ハザードマップ作成。
- ・太陽光等において市民レベルで取り組める小型分散化の検討。
- ・災害ごみの処理、災害による72時間のエネルギーの確保等、災害時への対応についての検討。
- ・エネルギーの小型分散型のため、自治単位で地元でエネルギーを持つ。自家発電等。
- ・地域に発電を備えた防災センターを設置。
- ・5年以内に新築住宅は耐震化と省エネが義務化されるため、鳴門市においても検討。
- ・浄化槽の水質検査の一本化を検討。

(個別目標 14)

- ・大谷焼の煙に対して住民から苦情、プラスチック類以外の野焼きの特区申請とかはできないか。
- ・農業地域でのビニール類の野焼きは有害物資が発生するなど環境汚染となるため、それぞれに環境に対する自覚が必要。

(個別目標 15)

- ・市職員こそ率先してマイカー通勤をやめる。
- ・大きな事務所も通勤は公共機関を利用する。

(その他)

- ・健康づくりにつながる環境施策について検討してほしい。

市民意識調査の実施

(1) 調査目的

「なると環境プラン推進計画2017」の策定にあたり、鳴門市の環境づくりを進めていく上での前提となる市民の意識を把握するため、「環境づくりに関する市民意識調査」を実施しました。

(2) 調査方法

調査方法は以下のとおりです。

- ① 調査地域：鳴門市内全域
- ② 調査対象：鳴門市に居住する成人
- ③ 標本数：1,500（回収数457、回収率30.5%）
- ④ 抽出方法：住民基本台帳データから無作為に抽出
- ⑤ 調査方法：郵送による配布・回収
- ⑥ 調査期間：平成28年9月9日（金）～平成28年9月30日（金）

(3) 市民意識調査の回答結果

調査項目とその結果は以下のとおりです。

◎あなたの年齢についてお答えください。あてはまる番号に○をつけてください。

回答番号	① 18歳～29歳	② 30歳代	③ 40歳代	④ 50歳代	⑤ 60歳以上	年齢不詳	計
回答者数	61	69	77	121	125	4	457
回答割合	13.3%	15.1%	16.8%	26.5%	27.4%	0.9%	100%

◎あなたのお住まいの地区はどちらですか。あてはまる番号に○をつけてください。

回答番号	①撫養町	②里浦町	③鳴門町	④瀬戸町	⑤大津町	⑥北灘町	⑥大麻町	無回答	計
回答者数	140	29	55	43	64	28	96	2	457
回答割合	30.6%	6.3%	12.0%	9.4%	14.0%	6.1%	21.0%	0.4%	100%

◎各設問と回答結果

個別目標. 1 環境づくりの枠組み・仕組み・体制を整備しよう			
Q	内容	人数 (人)	割合 (%)
①	美しい景観を保全し、自然と暮らしが調和したまちづくりを進めるためには、土地利用や環境への配慮など総合的な視点から検討する必要がある。	311	23.5
②	環境づくりには、市の多くの部署が関わっているが、各部署が互いに連携しながら様々な施策を体系的・効率的に推進していくべきである。	246	18.6
③	環境づくりを効率的に進めるためには、行政だけでなく、市民、事業者、民間団体等が協働で推進できる体制が必要である。	314	23.7
④	環境施策は計画的に行うとともに、定期的な検証を行ってより効果的なものに見直していくべきである。	275	20.8
⑤	環境問題に関する新しい考え方や先進的な事例の活用について検討すべきである。	169	12.7
⑥	その他	10	0.7
計		1,325	100

個別目標. 2 環境教育・環境学習を進めよう			
Q		人数 (人)	割合 (%)
	環境問題はわたしたちすべての問題です。より良い環境の実現をはかるためには、一人ひとりが環境問題に関心を持ち、意識の転換を図り、よりよい環境づくりに必要な取り組みに対する理解や認識を広げていく必要があります。そのためには、どうすべきだと思いますか。次のなかから重要と思う番号を3つ選んで○をつけてください。		
①	市は、環境問題の実情や課題を正しく把握し、市民にわかりやすく伝えるべきである。	351	26.7
②	一般市民を対象とした環境学習講座の充実を図るとともに、子どもたちを対象とした環境教育に取り組むべきである。	225	17.1
③	学校教育において地域で環境問題に取り組んでいる人材を活用し、地域と連携した環境教育を行うべきである。	273	20.8
④	里山や水辺など市民が自然に触れ、学ぶことができる場を整備すべきである。	252	19.2
⑤	環境学習の指導者や市民活動の推進者、環境保全団体のスタッフなど地域の環境リーダーの支援を図り、活動の活性化を促進すべきである。	202	15.4
⑥	その他	12	0.8
計		1,315	100

個別目標. 3 参加・協働による環境づくりを進めよう			
Q		人数 (人)	割合 (%)
	本市の環境づくりを効果的に進めるには、市民や事業者等もまちづくりの主役としての自意識を持ち、それぞれの役割を担っていくとともに、市と市民、事業者、民間団体の協働による取り組みを進めていく必要があります。そのためには、どうすべきだと思いますか。次のなかから重要と思う番号を3つ選んで○をつけてください。		
①	市民や事業者等に環境活動を促すため、市が率先して環境に配慮した行動に取り組むべきである。	281	21.4
②	環境づくり、まちづくりの様々な場面における市民参加の機会をつくるべきである。	259	19.8
③	環境問題に取り組んでいる市民団体や事業者、行政等が意見交換を行うフォーラム等を開催し、「環境づくり」への気運を盛り上げるべきである。	179	13.7
④	市は、地域において環境問題に取り組んでいる市民団体等が活動しやすいよう、他団体や関係機関等と調整すべきである。	275	21.0
⑤	市は、市民等の環境活動にできる限り協力し、官民一体で環境づくりに取り組むべきである。	302	23.1
⑥	その他	13	1.0
計		1,309	100

個別目標. 4 豊かな海を守り育てよう 個別目標. 5 身近な水環境を再生しよう			
Q		人数 (人)	割合 (%)
①	市内には大小多くの河川がありますが、これらの河川は、住宅が密集して人口が多い地域ほど水質汚濁が進んでいます。あなたは、河川等の水環境を再生し、豊かな海を守るためにどうすべきだと思いますか。特に重要であると思う番号を3つ選んで○をつけてください。		
①	河川等の水質汚濁の大きな原因となっている台所や風呂などからの生活雑排水も浄化できる公共下水道や合併処理浄化槽の整備を促進すべきである。	235	17.5
②	公共下水道が整備されても接続する世帯が少なければ水環境は改善されないため、公共下水道の整備を終えた地域において下水道への接続率を高めるべきである。	148	11.0
③	浄化槽の処理能力を維持し、生活排水をきれいな水に浄化して河川等に放流するため、浄化槽の適正な維持管理について市民への周知に努めるべきである。	149	11.1
④	「調理くずや残飯、廃食用油等は排水口に流さない」「食器洗いや洗濯の洗剤は適量を使用する」などそれぞれの家庭でできる生活排水対策について啓発すべきである。	206	15.4
⑤	生活排水やごみの不法投棄等で水辺環境が悪化している河川等については、清掃や汚泥の浚渫等を実施し、多様な生きものが生息できる水辺環境の再生に努めるべきである。	210	15.7
⑥	水中のヘドロなど汚濁物質を分解する効果があるEM（光合成細菌や乳酸菌、酵母等有用微生物の集合体）を活用した河川や海域の水質浄化に積極的に取り組むべきである。	138	10.3
⑦	豊かな漁場を守るため、海底等の堆積ごみを撤去する掃海事業や人工漁礁の設置に取り組むべきである。	80	6.0
⑧	河川や海岸の漂着ごみや投棄ごみの回収に取り組み、水辺環境の美化に努めるべきである。	162	12.1
⑨	その他	12	0.9
計		1,340	100

個別目標. 6 ふるさとの山を守ろう			
Q		人数 (人)	割合 (%)
①	本市の総面積の約6割を占めている山林は、近年、放置林の増加や山林開発等によって荒廃が進んでいます。あなたは、山の保全・再生と利活用を図るためにどうすべきだと思いますか。重要であると思う番号を3つ選んで○を付けてください。		
①	国立公園や県立自然公園の貴重な自然環境を形成している森林や保安林については、国や県など関係機関とともに適正な維持管理と保全に努めるべきである。	229	17.5
②	景観に優れ、貴重な自然環境や動植物が確認された山林については、保全策を講じるべきである。	153	11.7
③	四国の道など自然とふれあえるハイキングコースについては、利用者が快適に利用できるよう適正な維持管理に努めるとともに、野生動植物の観察など自然を探索できる場として活用すべきである。	231	17.6
④	山間部におけるごみの不法投棄を予防するため、市民への啓発に努めるとともに、県や地域住民等と連携した監視活動や通報体制を強化すべきである。	264	20.2
⑤	山間部の開発にあたっては、土砂の流出等が起こらないよう事業者を十分指導するとともに、緑化の推進など景観の修復についても要請すべきである。	254	19.4
⑥	居住地近くの丘陵や山林については、地域住民が手軽に自然とふれあえる里山として、所有者や地域住民等の協力を得ながら整備すべきである。	167	12.8
⑦	その他	10	0.8
計		1,308	100

個別目標. 7 農環境を持続的に守り、活用していこう			
Q		人数 (人)	割合 (%)
	水田や果樹園、レンコン畑やさつまいも畑など本市の農地は重要な生産の場所であるだけでなく、心の原風景であり、人の営みといきものが共生する場でもあります。この大切な農地の保全・活用についてどうすればよいと思いますか。特に重要と思うことを3つ選んで○をつけてください。		
①	農地の無秩序な開発を防ぐため、農地の計画的な保全を図るべきである。	190	14.5
②	農薬や化学肥料の使用を控えた自然環境に優しい環境保全型農業の奨励、支援に努めるべきである。	230	17.5
③	良好な自然環境の形成に大きな役割を果たしてきた農地の継続的な利用を図るため、農業後継者の育成や支援に努めるべきである。	308	23.4
④	水田周辺水域の生態系について調査し、自然と共生する農環境づくりを地域住民とともに推進すべきである。	160	12.2
⑤	農地の荒廃を防ぐため、休耕地の斡旋等により農地の活用について対策を講じるべきである。	295	22.4
⑥	野生鳥獣による農作物への被害を防止する対策に取り組むべきである。	121	9.2
⑦	その他	10	0.8
計		1,314	100

個別目標. 8 野生の生きものの生息環境を守り、共存をはかろう			
Q		人数 (人)	割合 (%)
	本市においては近年、野生の生きものの生息環境が悪化しており、貴重な動植物の絶滅が危惧されています。一方、ペットとして飼いきれなくなった外来生物を野外に放すことによって、これら外来生物による在来種や農作物への被害も広がっています。これらの対策について、どうすればよいと思いますか。重点的に取り組むべきだと思うことを次のなかから3つ選んで○をつけてください。		
①	稀少動植物に関する情報の収集に努めるとともに、保護対策について検討すべきである。	168	12.7
②	河川や丘陵等で多様な生きものが生息できる環境づくりに取り組むべきである。	133	10.0
③	本来、本市で生息していない生きものを山や川などに放したり捨てたりすれば、在来種が絶滅するなど地域の生態系の破壊につながることを周知すべきである。	258	19.5
④	外来生物のうち、アライグマやカミツキガメ、オオクチバス（ブラックバス）、オオフサモ等の特定外来生物は、飼育や栽培、運搬等が法律で規制されていることを広く周知すべきである。	226	17.1
⑤	外来生物の分布状況に関する情報収集に努め、危険な外来生物の生息が確認された場合は市民に周知するとともに関係機関と連携して駆除するなど対策を講じるべきである。	290	21.9
⑥	アライグマやミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）、ジャンボタニシなど外来生物による農作物への被害状況を把握するとともに対策に取り組むべきである。	242	18.3
⑦	その他	7	0.5
計		1,324	100

個別目標. 9 美しい景観を守り、環境と調和した観光を育んでいこう			
Q		人数 (人)	割合 (%)
①	本市の美しい自然景観や豊かな歴史・文化を生かした観光資源を未来に引き継いでいくため、重点的に取り組んでいくべきだと思うことを次のなかから3つ選んで○をつけてください。		
①	地域住民や観光事業者等と協力して観光施設周辺の美化活動に取り組み、美しい観光地づくりに取り組むべきである。	199	15.0
②	観光地においては、電線の地中化や街路樹の整備、景観を損なう商業用看板の規制等に取り組み、良好な景観の育成に努めるべきである。	116	8.7
③	観光地におけるごみの減量化やリサイクルなどを促進し、きれいで環境に負荷の少ない観光地づくりに取り組むべきである。	188	14.2
④	観光地周辺においてごみの不法投棄監視を強化するとともに、投棄されたごみの回収に努めるべきである。	176	13.3
⑤	観光地に至る道路沿いや川沿い等に花壇の設置や植栽等を行い、地域住民の協力を得ながら、観光地にふさわしい景観づくりに努めるべきである。	157	11.8
⑥	多くの人に美しい自然環境や伝統的な歴史・文化のすばらしさに気付いてもらえるよう、地域の特性を生かしたウォーキングコースやサイクリングコースを整備し、その活用を図るべきである。	175	13.2
⑦	田園風景や歴史的・文化的な建造物など地域の観光資源を生かした景観育成に地域住民の協力を得ながら取り組んでいくべきである。	148	11.1
⑧	阿波おどりや花火大会など各種イベント会場では、ごみのポイ捨て禁止、分別収集を呼びかけるなど環境に配慮すべきである。	157	11.8
⑨	その他	12	0.9
計		1,328	100

個別目標. 10 ごみを出さない生活・事業活動への転換をはかろう			
Q		人数 (人)	割合 (%)
①	わたしたちの家庭から出されるごみの焼却には、環境への様々な負荷を伴うことから、ごみの焼却量を減らす取り組みが必要となっています。そのためにはあなたはどうすればよいと思いますか。重点的に取り組むべきだと思うことを次のなかから3つ選んで○をつけてください。		
①	新聞や段ボール、雑紙、古着など資源として再生できるものは焼却せずに再利用できるよう、資源ごみ回収の機会を増やすべきである。	414	31.2
②	焼却時に多くの補助燃料を必要とする生ごみの焼却量を減らすため、生ごみの堆肥化を推進すべきである。	227	17.1
③	焼却ごみに水分が多く含まれていると補助燃料を多く使用するため、焼却ごみの水切りを徹底すべきである。	154	11.6
④	プラスチック類は焼却すると多量の温室効果ガスが発生するため、プラスチック製品やペットボトルは焼却ごみに入れないよう分別収集について啓発すべきである。	260	19.6
⑤	ごみの焼却が環境に与える様々な影響や焼却ごみを減らすための方法等について、周知と啓発に努めるべきである。	253	19.1
⑥	その他	19	1.4
計		1,327	100

個別目標. 11 快適で潤いのある生活環境づくりを進めよう			
Q		人数 (人)	割合 (%)
	わたしたちが健康な生活を送るためには、季節の変化や潤いを感じ、快適に暮らせる環境づくりが重要です。快適で潤いのある生活環境を形成するためにはどうするのがよいと思いますか。重点的に取り組むべきだと思うことを次のなかから3つ選んで○をつけてください。		
①	誰もが気持ち良く利用できる都市公園や緑地を整備すべきである。	208	15.7
②	生活に安らぎと潤いを与え、良好な自然景観を形成している市街地周辺の丘陵や河川等を身近な自然にふれあえる空間として保全・再生すべきである。	228	17.2
③	住民が憩い、交流できる場の整備を進めるべきである。	136	10.3
④	ユニバーサルデザインを取り入れた障がい者や高齢者にもやさしいまちづくりを進めるべきである。	177	13.3
⑤	地域の景観や歴史文化など地域特性を活かした街並みづくりに取り組むべきである。	160	12.1
⑥	快適な住環境づくりを進めるため、公共下水道や排水路の整備を行うべきである。	160	12.1
⑦	住宅地内やその周辺の空き地について、害虫の発生やごみの不法投棄の原因となる雑草処理を適正に行うよう空き地の所有者や管理者を啓発すべきである。	246	18.5
⑧	その他	11	0.8
計		1,326	100

個別目標. 12 エネルギーを大切にしよう			
Q		人数 (人)	割合 (%)
	わたしたちの暮らしや事業活動は、大量のエネルギーを消費して成り立っていますが、化石燃料の消費によって地球温暖化が進むなど環境への悪影響が問題とされ、エネルギーを大量に消費するライフスタイルからの転換が課題とされています。鳴門市では、どう取り組むべきだと思いますか。重点的に取り組むべきだと思うことを次のなかから3つ選んで○をつけてください。		
①	太陽光や風力など発電時に温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの導入を図るべきである。	280	21.0
②	市が率先して地球温暖化対策、省エネルギー対策に取り組むとともに市民や事業所に対しても積極的に協力を呼びかけるべきである。	209	15.7
③	夏場の電気消費量の大きな比重を占めているエアコンの使用を控えられるよう、ゴーヤなどのつる性植物を利用した「緑のカーテン事業」の普及に努めるべきである。	96	7.2
④	温室効果ガスを発生するごみの焼却量を削減するため、新聞や雑紙など資源ごみの回収と生ごみの堆肥化を推進すべきである。	251	18.8
⑤	公共施設の照明や街路灯は、エネルギー消費量の少ないLEDに取り替えていくべきである。	328	24.6
⑥	化石燃料を必要としない自転車の利用促進を図るため、自転車が安全に走行できる道路や駐輪場の整備など自転車を利用しやすい環境整備に取り組むべきである。	163	12.2
⑦	その他	7	0.5
計		1,334	100

個別目標. 13 きれいで安全な環境を守ろう			
Q		人数 (人)	割合 (%)
①	わたしたちの日常生活や事業活動は、環境に様々な負担をかけています。環境への負担を軽減し、きれいで安全な環境を守るためにはどうするのがよいと思いますか。重点的に取り組むべきだと思うことを次のなかから3つ選んで○をつけてください。		
①	河川等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水への影響を軽減するため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を推進すべきである。	265	19.8
②	水質が悪化した河川については、生活排水による影響を軽減する効果があるEMを活用した浄化に取り組むべきである。	201	15.1
③	浸水防止や悪臭防止を図るため、排水路の整備や清掃を行うべきである。	263	19.7
④	一般廃棄物焼却施設の運転管理はダイオキシン類等有害物質を発生させないように行うべきである。	153	11.5
⑤	工場や事業所から発生する騒音、振動、悪臭等については、被害が軽減するよう適切な指導を行うべきである。	154	11.5
⑥	災害に負けないまちづくりを推進するため、公共施設の耐震化を進めるべきである。	179	13.4
⑦	一般住宅の耐震化を推進するため、木造住宅の耐震診断・改修に対する助成制度を拡充すべきである。	109	8.2
⑧	その他	11	0.8
計		1,335	100

重点実施事業			
Q		人数 (人)	割合 (%)
①	わたしたちが自分たちの生活を見直し、環境にやさしく、自然と共生できるまちづくりを進めるには様々な取り組みが欠かせませんが、何を優先して取り組むべきだと思いますか。次のなかから5つ選んで○をつけてください。		
①	多くの人に環境への関心を持っていただくための環境教育	254	12.5
②	市民が環境について学び、互いに交流し、活動できる拠点づくり	151	7.5
③	様々な環境づくりにおける行政と市民等との協働事業の推進	204	10.0
④	市民が自然と触れあい、憩い、学ぶことができる空間づくり	217	10.7
⑤	河川や水路等の水環境を改善するための生活排水対策	283	14.0
⑥	季節の変化や潤いを感じるまちづくり	151	7.5
⑦	ごみの減量化や資源の有効活用等による持続可能な循環型社会づくり	320	15.8
⑧	山林や河川など多様な動植物の生息場所の保全	151	7.5
⑨	省エネルギーや自然エネルギーの活用など地球温暖化対策への取り組み	283	14.0
⑩	その他	10	0.5
計		2,024	100

鳴門市環境基本条例

平成13年3月27日

条例第25号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第25条）

第4章 地球環境の保全の推進等（第26条）

第5章 鳴門市環境審議会（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨の発生、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生活環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における自主的な取組により積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的、社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とする場合には、国及び他の地方公共団体その他関係機関（以下「国等」という。）と協力して行うように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保存するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、本市の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり次に掲げる基本指針に基づき、各種の施策相互の有機的な提携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が本市の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、本市の歴史的、文化的特性を生かした快適環境が保全及び創造されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鳴門市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、鳴門市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第9条 市長は、市民に対し、環境の状況並びに市の環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等を明らかにするための報告書を定期的に作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第11条 市は、公害を防止するために、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導の措置)

第12条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水環境の保全等)

第14条 市は、市民生活に潤いと安らぎを与え、様々な水生生物をはぐくむ清流や水辺の環境を保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第15条 市は、人と自然が触れ合い、みどりに親しむ恵み豊かな市域の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成等)

第16条 市は、地域の環境の特性に配慮した良好な景観の形成及び歴史的、文化的遺産の保全と活用を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(田園環境の保全等)

第17条 市は、農業生産と生活環境とが調和した豊かな田園環境を保全及び創造するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(美しい海及びなぎさの保全)

第18条 市は、市民の憩いの場であり、漁業及び観光・産業等において重要な役割を果たしている美しい海及びなぎさを保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進等)

第19条 市は、環境美化の促進及び美観の保護等を図るため、ごみの投棄及び散乱の防止並びに自転車等の放置の防止等について、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第20条 市は、環境への負荷の低減を図るため、民間団体等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により民間団体等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第22条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第23条 市は、第21条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切な情報を提供するように努めるものとする。

(調査等)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のために必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(施策の調整等)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、これを調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第4章 地球環境の保全の推進等

第26条 市は、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるとともに、国等と連携し、地球環境の保全に関する情報の収集及び提供、人材の育成により、地球環境の保全に関する地域からの国際協力の推進に努めるものとする。

第5章 鳴門市環境審議会

第27条 市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、鳴門市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

4 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

7 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

環境審議会委員名簿（平成29年3月現在）

役名	氏名	備考
会長	村田 勝夫	鳴門教育大学名誉教授
副会長	藤村 松男	鳴門市環境衛生組合連合会会長
委員	木下 覺	徳島県植物研究会会長
委員	金 貞均	鳴門教育大学教授
委員	村本 宜彦	ナイトライド・セミコンダクター(株)代表取締役
委員	福田 啓子	徳島県学校薬剤師会鳴門支部長
委員	増田 勝久	(株)大塚製薬工場環境推進部次長
委員	真鍋 一雄	公募委員
委員	牛川 務	公募委員
委員	岡本 育大	公募委員

なると環境プラン推進計画2017

平成29年（2017年）3月発行

発行 鳴門市

企画・編集 鳴門市市民環境部環境局環境政策課
〒771-0361

鳴門市瀬戸町堂浦字浦代105番地17-2

電話088-683-7571 ファクシミリ088-683-7579

E-mail:kankyo@city.naruto.i-tokushima.jp